

# 水戸市緑化推進会議

## 会議次第

日時 令和5年11月30日(木)  
午前10時15分  
場所 水戸市公園協会2階会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
  - 議題第1号 新規保存樹等の指定について
  - 議題第2号 「第2次緑の基本計画」の策定について
  - 議題第3号 市からの報告事項について
- 4 閉 会

## 議題第 1 号 新規保存樹等の指定について

### ● 新規保存樹等指定候補樹木

- ① ヤマザクラ（樹高約 20 m，幹周 3.2 m） 水戸市開江町 \_\_\_\_様
- ② ケヤキ（樹高約 20 m，幹周 3.0 m） 水戸市飯富町 \_\_\_\_様

### ● 新規保存樹等指定候補樹林地

- ③ 樹林地（面積 14,981 m<sup>2</sup>） 水戸市藤井町 \_\_\_\_様

### ● 保存樹等指定基準抜粋

#### 《水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例》

（保存樹等の指定）

第 5 条 市長は、良好な自然環境を保全し、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分及び態様により、保存樹、保存樹林地又は保護地区として指定することができる。

- (1) 保存樹 市民に親しまれ、又は美観風致を維持するため保存することが必要な樹木
- (2) 保存樹林地 樹木等が集団で生育している土地又はこれに隣接している土地がこれと一体となって、良好な自然環境を形成している地域で保存することが必要な樹林地

#### 《水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則》

（保存樹等の指定基準）

第 2 条 条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する保存樹の指定基準は、次の各号の一に該当し、健全で、かつ、樹容が美観風致上特に優れていることとする。

- (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が 1.2メートル以上であること。
- (2) 高さが 10メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で、高さが 3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で、枝葉の面積が 30平方メートル以上であること。

2 条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する保存樹林地の指定基準は、次の各号の一に該当し、健全で、かつ、良好な自然環境を形成していることとする。

- (1) その樹木地（竹林を含む。）の面積が 500平方メートル以上であること。
- (2) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが 15メートル以上であること。

## 保存樹等指定基準表

### 保存樹

対象樹木	樹高が基準以上であること (10m以上又は 株立ちで高さが3m以上)		幹周が基準以上であること (1.5mの高さにおいて 幹周が1.2m以上)		市民に親しまれる樹木であること		樹容が美観風致上特に優れていること		指定の有無
	○	約20m	○	3.2m	×	対象樹木が水戸市道に越境しており、道路法に抵触している可能性がある。また、対象樹木を見に行きたくても車を停める場所がない。	×	対象樹木の一部が枯れてしまっている。道路法を違反している部分を剪定してしまうと、樹形が崩れてしまい美しくなくなる。	
①開江町 (ヤマザクラ)	○	約20m	○	3.2m	×	対象樹木が水戸市道に越境しており、道路法に抵触している可能性がある。また、対象樹木を見に行きたくても車を停める場所がない。	×	対象樹木の一部が枯れてしまっている。道路法を違反している部分を剪定してしまうと、樹形が崩れてしまい美しくなくなる。	基準の一部を満たしていないため、指定を見送る。
②飯富町 (ケヤキ)	○	約20m	○	3.0m	△	対象樹木を見に行きたくても車を停める場所がない。路上駐車になってしまう。	×	対象樹木が剪定されてしまっており、本来の自然な樹形ではない。	基準の一部を満たしていないため、指定を見送る。 【基準を満たすために必要なこと】 将来の樹形を考えながら育成をする等の対応が必要。

### 保存樹林地

対象樹林地	面積が基準以上であること (500㎡)		良好な自然環境を形成 している樹林地であること		指定の有無
	○	14,981㎡	×	適切な間伐等を行う必要がある。	
①藤井町 (サクラ、スギ、 ナラ等)	○	14,981㎡	×	適切な間伐等を行う必要がある。	基準の一部を満たしていないため、指定を見送る。 【基準を満たすために必要なこと】 周辺の樹林地との明確な差別化を行うことが必要。市民に親しまれるための管理・整備が必要。

## 水戸市緑の基本計画骨子（案）

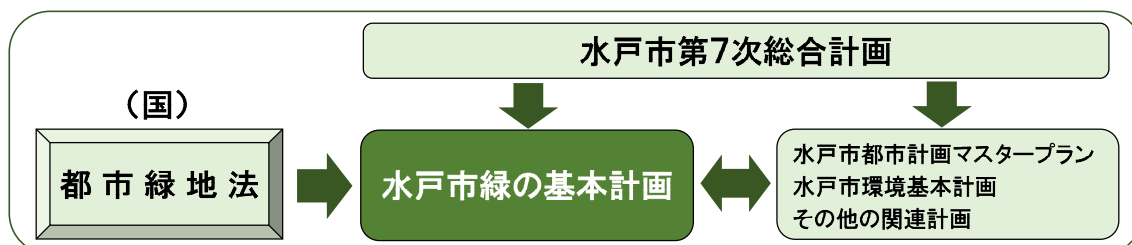
### 第1 計画策定の基本的事項

#### 1 計画策定の趣旨

「緑の基本計画」は、1994（平成6）年の都市緑地保全法（現・都市緑地法）の改正において、公園緑地政策の実効性を高めるために国が制度化した計画であり、本市では2017（平成29）年から2023（令和5）年度までを計画期間とする現行計画を策定しています。

現行計画の期間満了に当たり、第7次総合計画の都市空間整備構想を推進するため、市民意向やSDGsの理念を踏まえ、近年に国や県が推進する施策との連携を図り、関連個別計画等との整合を取りながら、水戸市緑の基本計画（第2次）を策定するものです。

#### 2 計画の位置付け



#### 3 計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）までの5年間とします。

※ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 4 計画対象区域と対象とする緑

本市は、市全域が都市計画区域であるため、市全域を計画対象区域とするとともに、良好な都市環境を形成するため、市街化区域の全域を緑化重点地区に設定します。

また、「緑の基本計画」における「緑」とは、河川・湖沼を含む自然環境や公園・田園等を指し、次に示すものを対象とします。

- ・公園，緑地，緑道，樹林地，里山，農地，谷津田，河川，水辺，湖沼，ため池
- ・道路等の公共施設の緑地，または，緑に覆われたオープンスペース
- ・民有地の緑地，または，緑に覆われたオープンスペース

#### 5 水戸市の現況

- (1) 位置・面積
- (2) 地勢
- (3) 気候
- (4) 人口

【→水戸市第7次総合計画の記載事項を転写する】

## 第2 現況と課題

### 1 上位・関連計画の位置付けの整理

#### (1) 国・県の施策

- ・国においては、1994（平成6）年の都市緑地保全法（現・都市緑地法）の改正において、公園緑地政策の実効性を高めるために「緑の基本計画」を制度化し、法定計画として位置付けました。近年の動きとしては、2017（平成29）年の都市公園法改正におけるパークPFI制度の創設など、民間活力の積極的な活用を推進しています。
- ・県においては、「いばらきガーデン&オーチャードツーリズム（2019（令和元）年）」や「偕楽園魅力向上アクションプラン（2020（令和2）年）」など、偕楽園をはじめとした市内公園を活用した広域観光施策を推進しています。

(2) 水戸市第7次総合計画（2024（令和6）年策定、計画期間：2024（令和6）年度から2033（令和15）年度まで）  
第7次総合計画では、将来都市像「こども育む くらし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」の実現に向け施策の大綱を定めており、公園・緑地に関する施策の位置付けは下記のとおりです。

- ・施策の大綱の「命と健康，暮らしを守る「安全・安心なみと」のうち、「暮らしを支える基盤の強化」に関する施策のひとつとして、「憩いとゆとりのある魅力的な公園・緑地の整備」を位置付けています。
- ・「水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を目指す都市空間整備計画において、多くの公園・緑地を魅力発信交流拠点として位置付けています。
- ・重点プロジェクトのうち「みとっこ未来プロジェクト」において、「こどもが活動しやすい環境づくり」の施策に「公園等のこどもの遊び場の充実」を位置付けています。
- ・各主要施策において、公園・緑地に関する施策を下表のとおり位置付けています。

主要施策 (主要施策の主管課)	公園・緑地の関連事業 凡例：◇ソフト事業 ◆ハード事業 ・事業の詳細
1-1-3 こどもたちを見守り・育むつながりづくり (子育て支援課)	◇こどもたちのつながりの場づくりの推進 ・公園等のこどもの遊び場の充実
2-2-1 まちなかの活性化 (商工課)	◇弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり ◇交流拠点と連携した回遊性の強化 ・偕楽園，千波湖とアガスタリアみとアリーナとの回遊性
2-2-2 多くの人が訪れたいくなるまちづくり (観光課)	◇偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくり ◇天下の魁・水戸にふさわしい歴史まちづくり ◇弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり ◇ガーデンツーリズムの推進
2-2-3 水戸のまちを楽しめる交流拠点づくり (政策企画課)	◇偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくり ■偕楽園公園（千波湖等）の整備 ◇民間活力等を活用した楽しめる公園づくり ◇パークPFIを活用した魅力的な公園づくり ■公園リノベーションの推進 ◇ロマンチックゾーンの更なる魅力づくり ■植物公園の再整備 ◇植物公園の更なる魅力づくり ■森林公園の再整備 ◇森林公園周辺における体験プログラムの充実 ◇天下の魁・水戸にふさわしい歴史まちづくり ◇弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり ■（仮称）東部公園の整備 ◇交流拠点の魅力発信
3-4-4 憩いとゆとりのある魅力的な公園・緑地の整備 (公園緑地課)	◇民間活力等を活用した楽しめる公園づくり ■快適な緑地・公園づくり ◇特別緑地，保存樹等の保全 ◇パークPFIを活用した魅力的な公園づくり ■偕楽園公園（千波湖等）の整備

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公園リノベーションの推進</li> <li>◇ロマンチックゾーンの更なる魅力づくり</li> <li>■植物公園の再整備</li> <li>◇植物公園の更なる魅力づくり</li> <li>■森林公園の再整備</li> <li>◇森林公園周辺における体験プログラムの充実</li> </ul>
3-4-5 快適に暮らせる住環境づくり (住宅政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇暮らしの基盤づくり, 適正管理の推進</li> <li>・公園, 緑地の保全, 緑化の推進</li> </ul>
4-1-2 ボランティア・NPO活動の促進 (市民生活課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民との協働による花と緑の空間づくり</li> <li>・緑地等の適正な管理の促進</li> <li>・緑の少年団の活動促進</li> </ul>
4-1-6 生涯学習・スポーツの推進 (スポーツ課, 生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■(仮称) 東部公園の整備</li> </ul>
4-2-1 ゼロカーボン・エコシティの実現 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇環境負荷の少ない都市づくり</li> <li>・グリーンインフラとしての緑の保全・整備促進</li> <li>■住宅における環境負荷低減の促進</li> <li>・生垣の設置</li> <li>◇生物多様性の保全</li> <li>◇豊かな水辺環境の保全</li> <li>・千波湖, 大塚池の浄化</li> <li>◇森林保全の推進</li> <li>◇環境美化活動の推進</li> <li>・公園等における美化活動の推進</li> </ul>

## 2 緑の現況

### (1) 都市公園の現況

2023(令和5)年4月1日時点の本市における都市公園は144箇所, 321.58ヘクタール, 1人当たりの都市公園面積は約12.0平方メートルとなっています。これは, 全国平均の10.8平方メートル(2022(令和4)年3月)より高い水準です。

### (2) 地域制緑地の現況

2023(令和5)年度時点で, 本市の地域制緑地は, 特別緑地保全地区1箇所, 風致地区7箇所, 河川保全区域1箇所, 農振農用地(市街化区域を除く。)区域4,524ヘクタール, 県立自然公園区域2箇所, 保安林10箇所となっています。

### (3) 市民緑化の現況(保存樹等, 生垣補助, 市民協働)

- ・保存樹等は, 2023(令和5)年4月現在, 保存樹164本, 保存樹林地576,417平方メートル, 保存生垣25箇所を指定しています。
- ・生垣補助事業は, 2017(平成29)年度から2022年(令和4)年度まで合計39件の実績がありました。
- ・市民協働事業として, 2023(令和5)年度時点で7団体の緑の少年団が活動しており, はなふるたうん事業は2023(令和5)年度時点で5団体が活動しています。また, 渡里湧水群を活かす会の活動に対し, 市は2015(平成27)年から支援を実施しています。

### (4) 水戸市の指定文化財の現況

本市の指定文化財は, 周辺が緑に覆われたオープンスペースとしての役割も果たしています。指定文化財の現況は次表のとおりです。

表 水戸市の指定文化財 2023(令和5)年3月現在)

種 類		国指定	県指定	市指定	計
記念物	史 跡	6	3	12	21
	名 勝	1			1
	天然記念物	1		8	9
計		8	3	20	31

#### (5) 災害に対応した公園・緑地の現況

- ・広域避難場所として、堀原運動公園，東町運動公園及び茨城県立歴史館，偕楽園公園，千波公園，駅南平和公園，青柳公園の6箇所の公園（水戸市地域防災計画2021（令和3年）を指定しています。
- ・市内に設置している耐震型循環式飲料水貯水槽・10基（2023（令和5）年3月31日現在）のうち，4基について，偕楽園公園，東町運動公園，三の丸緑地，十軒町児童公園に設置しています。
- ・市内に設置している耐震性貯水槽・31基（2023（令和5）年3月31日現在）のうち，5基について，駅南平和公園，堀原運動公園，見川総合運動公園，水戸内原ヘルスパーク，東町運動公園に設置しています。

### 3 緑に関する市民の意識

【未来の水戸をつくる市民1万人アンケート（調査期間：令和4年5月12日～5月31日，調査人数：10,002人，有効回収数：4,978件）のうち，公園・緑地に関する項目を抜粋して掲載する予定】

### 4 課題の整理

#### (1) 上位・関連計画の位置付けの整理より

- ・水戸市第7次総合計画における公園・緑地の役割は，「安全・安心なみと」を実現するための「暮らしを支える基盤」と位置付けており，日常生活に憩いやゆとりを提供する存在であることが求められています。
- ・また，主要な公園については，市民の憩いの場としてはもとより，市外・県外から多くの人を迎え入れる場として，魅力発信交流拠点に位置付けており，にぎわい創出につながるような整備が求められています。国においては，公園管理への民間活力の積極的な活用を推進しており，県においては，市内の主要公園を活用した広域観光施策を推進していることから，国・県の施策と連携を図ることで，より集客力のある公園整備が可能な状況です。
- ・重点プロジェクトにおいて「公園等のこどもの遊び場の充実」を位置付けており，こどもが活動しやすい環境づくり特化した公園・緑地の整備を求められています。
- ・市民が主役となってまちづくりに参加できる環境の受け皿として，公園・緑地等の美化活動や適正管理を位置付けており，市民との協働や民有地の活用による緑化推進施策が引き続き必要です。
- ・ゼロカーボン・エコシティの実現のために，民有地緑化，生物多様性や水辺環境の保全，森林保全の推進などを位置付けており，緑に関する施策は地球温暖化対策の一端も担っています。

#### (2) 緑の現況より

- ・2023（令和5）年4月1日時点の本市における市民1人当たりの都市公園面積は約12.0平方メートルに対し，水戸市都市公園条例において，市民1人当たりの都市公園面積の目標を20平方メートルとしており，目標には8.0平方メートル及ばない状況であることから，引き続き公園・緑地を整備して行く必要があります。
- ・【その他に地域制緑地，市民緑化，災害対応に関することについて課題整理をする予定】

#### (3) 緑に関する市民の意識より（2022（令和4）年度に実施した市民1万人アンケート）

- ・「(問1) 公園が多く利用しやすい」との水戸市の印象や「(問5-1) 自然や緑に囲まれたまちづくり（公園などの整備）」の施策の満足度については，全項目中上位の評価を受けているものの，「(問6) 住まいまわりの生活環境」のうち「子どもの遊び場」について

は下位評価を受けており、公園・緑地の現状として、大人は満足できるが、子どもにとっては使いづらいと市民は感じている可能性があります。

- ・「(問5-2) 自然や緑に囲まれたまちづくり(公園などの整備)」が比較的多くの要望があることや、「(問8) 公園、遊び場などの整備」の要望が上位に位置付けられるなど、公園に対して、依然として多くの整備ニーズがある一方で、現状の公園施策に対する満足度も決して低いものではないことから、量的整備だけではなく、既存の公園を「子どもの遊び場」として最適化することや情報発信を積極的に行うなど、質的整備が求められている可能性があります。
- ・「(問11) 森林や緑地の保全、桜川や千波湖などの水質浄化」の要望が比較的上位にあり、「(問13) 身近な道路や公園の清掃活動、美化・緑化を進める活動」が上位1、2番目を占めていることから、いわゆるSDGsの分野に市民の関心が高いことがうかがえます。また、「(問15) 千波湖や身近な公園」が大切なものとして上位に位置付けられ、公園に対する市民の整備ニーズが非常に高いことも併せて考慮すると、公園・緑地の維持管理について、市民協力を得やすい環境にある可能性があります。

### 第3 計画の基本的方向

#### 1 目指す姿(緑の将来像)

2017(平成29)年策定の現計画では、「歴史に育まれた水と緑と共生するまち水戸」を緑の将来像として掲げていますが、次期計画では、第7次総合計画における公園・緑地の位置付けを踏まえ、次のような緑の将来像を掲げることとします。

#### 「みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸」

#### 2 基本理念

次期現計画では、下記の3つを基本理念とします。

- ・多くの世代がにぎわう緑
- ・日常に憩いやゆとりがある緑
- ・みんなでつくり守る緑

#### 3 目標指標

計画期間である2024(令和6)年度から2028(令和10)までの5年間における、緑の将来像や基本理念の進捗を具体的に示す目標指標として、質的な指標である「市民満足度」と、量的な指標である「都市公園面積」の2つを下記のとおりとします。

##### (1) 緑に対する市民満足度

市民1万人アンケートの下記項目の回答結果を目標水準とします。

- ・公園などの整備に満足している市民の割合【市民1万人アンケートにおける項目名：問5-(8)自然や緑に囲まれたまちづくり(公園などの整備)】

**現況(令和4年度末)47.4% → 目標(令和10年度末)50%**

- ・住むところと自然が調和していると感じる市民の割合【市民1万人アンケートにおける項目名：問1-(1)住むところと自然が調和している】

**現況(令和4年度末)72.2% → 目標(令和10年度末)75%**

##### (2) 緑の確保目標

水戸市都市公園条例において、市民1人当たりの都市公園面積の目標を20平方メートルとしており、目標達成に向け、計画の期間における目標水準を下記のとおりとします。

- ・都市公園の市民1人当たり面積

**現況(令和4年度末)12.0㎡ → 目標(令和10年度末)12.5㎡**



## 4 基本方針

緑の将来像に掲げる長期的な目標としての本市における緑のあり方、及び「第2 現況と課題」に掲げる直近の課題への対応、これらの両立を踏まえ、本計画では以下の4つの方針を基本方針とします。

### 基本方針1 緑の保全，緑化の推進

偕楽園・千波湖一帯，河川や緑地，市街地を取り囲む斜面緑地などの中心市街地の「緑」をはじめ，郊外の丘陵地帯や田園地帯の「緑」も含め，本市特有の緑資源を適切に保全し，活用を図ることで，【自然を生かした環境負荷の少ない都市空間づくり】を推進します。

### 基本方針2 みんなが楽しめる緑づくり

拠点となる公園について，重点的に整備することを明確にし，市民の多様なレクリエーション需要に対応するとともに，パークPFI制度の活用等の民間活力の導入や広域観光施策も踏まえながら，【楽しめる交流拠点づくり】を推進します。また，身近な公園等は，市民ニーズが高い「子どもの遊び場」として，障害の有無や年齢，性別を問わず誰もが楽しめる遊具と定義されているインクルーシブ遊具の導入をはじめ，長寿命化計画に基づく整備など，さらに利用しやすい公園として最適化を図り，第7次総合計画の重点プロジェクトに位置付けている『みとっこ未来プロジェクト』を推進します。

### 基本方針3 安心できる緑づくり

地震・洪水・津波などの自然災害や二次的な火災や事故に対応し，避難場所や延焼遮断帯などに対応する地域防災拠点の一つとして，公園・緑地等の活用を図る観点から，防災・減災機能の確保や維持を図るとともに，昨今の大雨等の増加による災害激甚化を踏まえ，緑地が持つ洪水調整機能や災害緩衝地帯としての機能を活用するため，緑地保全や緑化に努め，【災害に強い都市基盤づくり】を推進します。

併せて，誰もが安心して利用できる安全な公園づくりに必要な施策を推進します。

### 基本方針4 市民との協働による緑づくり

2022（令和4）年度に実施した市民1万人アンケートにおいて，「市民と行政との協働」の項目では「公園清掃」や「緑化活動」への参加意向が1位，2位を占めるなど，「緑」に対する市民ニーズや関心の高さが伺える結果が得られたことを背景に，市民との協働による施策を強化するとともに，都市緑地法に基づく緑地協定や市民緑地認定制度の活用や，特定開発行為等における緑化基準の運用などにより民有地の緑化を図り，身近な緑のまちづくりを推進します。

## 5 施策の体系

### 目指す姿（緑の将来像）

みんなで楽しめるみどりがあるまち水戸

#### 基本理念

- ・多くの世代がにぎわう緑
- ・日常に憩いやゆとりがある緑
- ・みんなでつくり守る緑

#### 目標指標

- ・公園などの整備に満足している **50%**
- ・住むところと自然が調和していると感じる **75%**
- ・市民1人当たりの都市公園面積 **12.5㎡**



基本方針	基本施策	具体的施策
1 緑の保全, 緑化の推進	① 緑の保全	○借楽園・千波湖周辺について ○地域制緑地について ○森林計画制度について ○農用地等の保全
	② 多面的な緑の保全	○動植物の生息・生育環境の保全 ○水辺環境の保全 ○歴史的・文化的環境の保存と活用
2 みんなが 楽しめる 緑づくり	① 魅力向上に向けた公園等の整備	○地域拠点となる公園・緑地の整備 ○民間活力による公園等の整備
	② 市街地内の身近な公園等の整備	○身近な公園・緑地等の整備 ○街路樹の保全 ○良好な歩行空間の整備
3 安心できる 緑づくり	① 災害に対応した公園の整備, 緑地の保全	○広域避難場所となる公園等における防災機能の充実 ○市街地内の防災公園等の整備の推進 ○延焼遮断帯の役割を担う緑地等の保全
	② 安全な公園づくり	○長寿命化計画 ○公園の適正な維持管理 ○公園の防犯対策
4 市民との 協働による 緑づくり	① 市民との協働による緑のまちづくりの推進	○市民等が気軽に参加できる, 緑のまちづくりの仕組づくり ○市民との協働による公園等の利活用 ○市民との協働による緑の保全
	② 民有地の緑化	○民有地緑化の推進 ○緑化基準の運用

## 第4 施策の展開

「第3 計画の基本的方向」の「5 施策の体系」のうち、具体的施策の内容について記載します。

### 基本方針1 緑の保全, 緑化の推進

#### 基本施策① 緑の保全

- 借楽園・千波湖周辺（借楽園公園（千波公園等）整備基本計画, 千波風致地区）
- 地域制緑地（上市特別緑地保全地区, 風致地区, 河川保全区域, 農振農用地, 河川保全区域, 保安林など）
- 森林計画制度
- 農用地等の保全

#### 基本施策② 多面的な緑の保全

- 動植物の生息・生育環境の保全
- 水辺環境の保全（親水空間, 水質浄化, 湧水保全）
- 歴史的・文化的環境の保存と活用

## 基本方針2 みんなが楽しめる緑づくり

### 基本施策① 魅力向上に向けた公園等の整備

○地域拠点となる公園・緑地の整備 ※ページ下部以降参照

○民間活力による公園等の整備（パーク PFI）

### 基本施策② 市街地内の身近な公園等の整備

○誰もが楽しく遊べる遊具の導入や子育て世代に選ばれる公園の整備

○身近な公園・緑地等の整備（街区公園，児童遊園）

○街路樹の保全（街路樹，道路の植栽帯）

○良好な歩行空間の整備（千波湖・大塚池遊歩道，備前堀）

## 基本方針3 安心できる緑づくり

### 基本施策① 災害に対応した公園の整備，緑地の保全

○広域避難場所となる公園等における防災機能の充実（避難空間，情報設備，消火水利，水・食料・資機材の備蓄）

○市街地内における公園等の防災拠点機能としての活用（貯水槽整備，広場確保）

○延焼遮断帯の役割を担う緑地等の保全（公園，街路樹，民有地緑化）

### 基本施策② 安全な公園づくり

○長寿命化計画

○公園の適正な維持管理（指定管理者制度の活用）

○公園の良好な衛生環境の維持

○公園の防犯対策

## 基本方針4 市民との協働による緑づくり

### 基本施策① 市民との協働による緑のまちづくりの推進

○市民等が気軽に参加できる，緑のまちづくりの仕組づくり（情報発信，イベント，はなふるたうん事業）

○市民との協働による公園等の利活用（愛護会，道路里親）

○市民との協働による緑の保全（緑の少年団，渡里湧水群）

### 基本施策② 民有地の緑化

○民有地緑化の推進（保存樹等，生垣補助，緑化協定，市民緑地等）

○緑化基準の運用（風致地区，開発時の緑化）

### ※地域拠点となる公園・緑地

地域拠点となる公園は次の6つの要素により分類を行うものとします。地域の特色付けに寄与するよう，その特徴を際立たせます。

①スポーツの拠点：健康増進運動，競技スポーツなど多様なスポーツが可能な公園として位置付けます。

②レクリエーション・健康づくりの拠点：人々の交流創出に向けたイベントが開催でき，また健康づくりを楽しめる公園として位置付けます。

③自然とふれあう拠点：本市の特徴である水，緑の空間で自然と触れ合える公園として位置付けます。

④花（緑）のまちづくりの拠点：四季折々の花や香りを楽しめる公園を位置付けます。

⑤歴史・文化の拠点：歴史的文化的価値の高い場所，魅力あるまちづくりに寄与する公園を位置付けます。

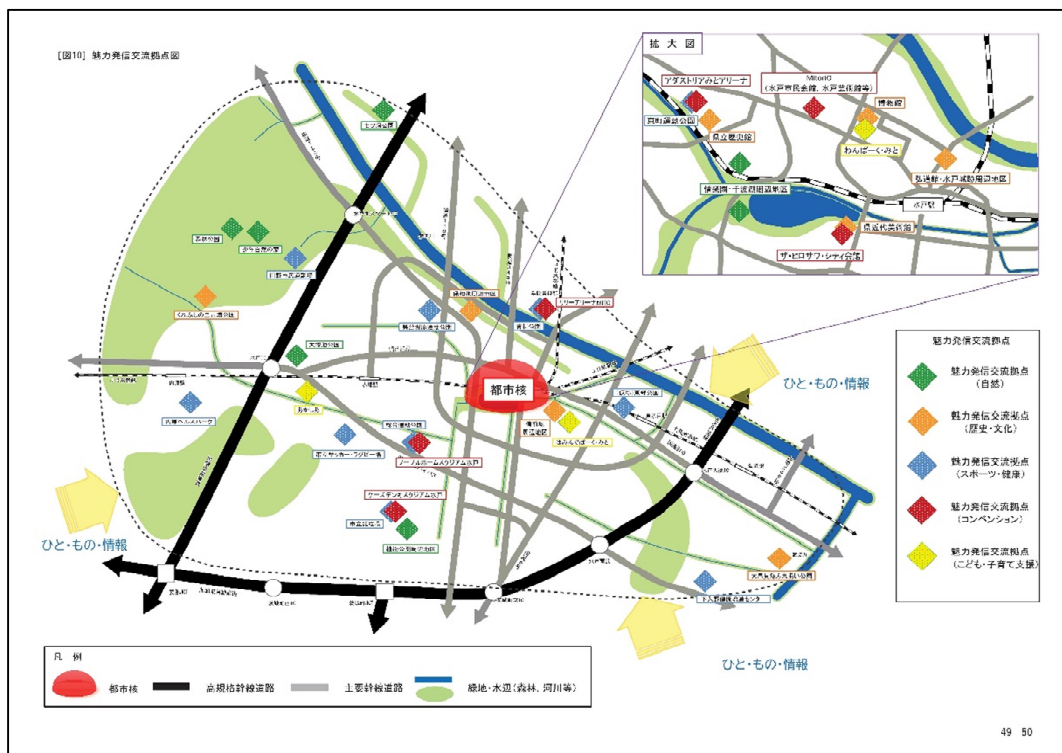
⑥緑地保全拠点：積極的に緑地の保全・再生に努める公園を位置付けます。

拠点となる公園	拠点の要素					
	① スポーツ	② レクリエーション	③ 自然とふれあう	④ 花(緑)のまちづくり	⑤ 歴史文化	⑥ 緑地保全
1) 借楽園公園・千波公園	●	●	●	●	●	●
2) 大塚池公園	●	●	●			●
3) 七ツ洞公園		●	●	●		●
4) (仮称) 東部公園	●	●	●	●		
5) 植物公園		●	●	●		●
6) 森林公園周辺		●	●	●		●
7) 保和苑周辺		●	●	●	●	●
8) 逆川緑地		●	●		●	●
9) 総合運動公園	●	●				
10) 青柳公園	●	●				
11) 東町運動公園	●	●				
12) 県営堀原運動公園	●	●				
13) 市立競技場周辺	●	●	●			
14) 内原ヘルスパーク	●	●				
15) かたくりの里公園			●	●		●
16) 弘道館公園		●			●	
17) 備前堀緑道				●	●	
18) 大串貝塚ふれあい公園	●	●			●	
19) くれふしの里古墳公園		●			●	●
20) 百樹園			●		●	●

重点的整備

次の7つの公園は、第7次総合計画に魅力発信交流拠点に位置付けられており、拠点となる要素の多様性や配置から、重点的に整備を進めることとし、相乗効果を高めるため、有機的なネットワークの構築を図ります。

借楽園公園・千波公園、大塚池公園、七ツ洞公園、(仮称)東部公園、植物公園、森林公園周辺、保和苑周辺



## 第5 推進体制と進行管理

### 1 計画の推進体制

#### (1) 市民・事業者・市の取組

水戸市緑の基本計画をより実効性のあるものにするために、市民、事業者、市による連携、協力はもとより、市民、事業者、市がそれぞれの役割を理解し、自発的に計画を推進できる体制を構築してまいります。

#### (2) 市民の取組

市民は、緑のまちづくりを担う中心的な役割を果たしていくことになります。このため、自然や緑の価値・機能を理解し、地域の緑を資源として認識するなど関心を高め、身近な緑の大切さを実感していただけるようお願いいたします。

#### (3) 事業者の取組

民間やNPO等の事業者は、地域の一員として緑を含めた環境の保全・活用に貢献するよう努めていただき、事業活動が緑や環境に対して影響を与えないように配慮するとともに、市などの施策に協力するなど、緑のまちづくりに積極的に貢献していくことが期待されます。

#### (4) 市の取組

市は、緑のまちづくりの先導役であり、すべての施策について責任をもって推進していくことが求められます。特に今後は、市民・団体や企業と協働して緑のまちづくりを推進していくことがますます必要となってきます。情報の提供や交流の場づくりに積極的に取り組むとともに、制度の活用や整備に努めていきます。

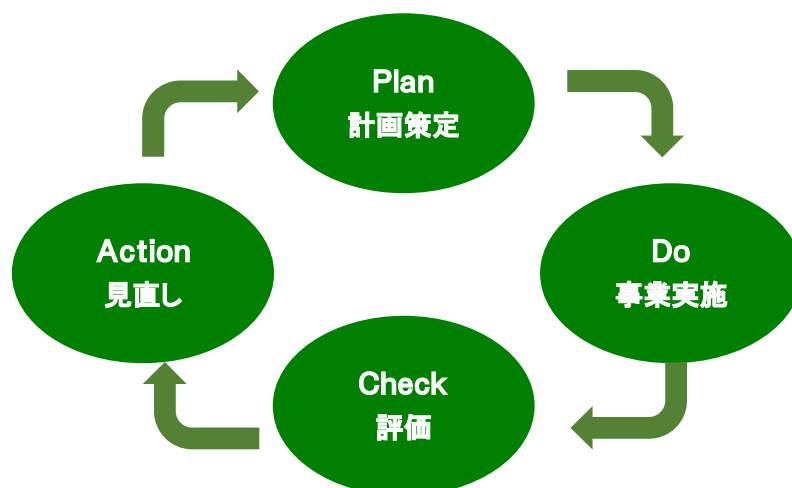
#### (5) 水戸市緑化推進会議

必要に応じて、水戸市緑化推進会議からの意見聴取や審議をいただきながら計画を推進してまいります。

### 2 進行管理

緑の基本計画を策定(Plan)し、施策や事業の実施(Do)を受けて、その効果を評価(Check)し、必要に応じて見直す(Action)、PDC Aサイクルにより、施策の適切な進行管理と事業の質の確保を図ります。

また、本計画で掲げる施策や事業は、計画の目標に向け着実に推進しますが、中間時や大きな社会動向の変化に応じて適宜、計画の見直しを行います。



水戸市緑の基本計画骨子（案）への御意見回答用紙

提出期限：令和5年12月15日（金）

提出先 郵便：水戸市中央1-4-1 公園緑地課 中村あて

E-mail：[parks.fore@city.mito.lg.jp](mailto:parks.fore@city.mito.lg.jp)

FAX：029-224-1116

※本様式によらずに任意書式で御意見を提出していただいても構いません。

### 議題第3号 カシノナガキクイムシ被害木の発生状況について

#### ● 令和5年度発生状況

立入調査実施箇所	対象木(本)	枯死木(本)	感染生存木※(本)
双葉台公園	13	0	13
保和苑	2	1	1
十万原近隣公園	3	0	3
百合が丘公園	146	19	127
千波公園	40	12	28
大塚池公園	2	0	2
七ツ洞公園	16	0	16
逆川緑地	317	63	254
中沢池公園	1	1	0
紀州堀緑地	2	0	2
小澤の滝緑地	3	0	3
水戸西流通センター緑地	13	0	13
元吉田第1児童公園	4	4	0
東溜緑地	33	1	32
元石川町工業団地緑地	85	4	81
水戸市植物公園	112	34	78
森林公園	2,056	295	1,761
合計	2,848	434	2,414

(※) 感染生存木とは、ナラ菌の感染が確認されたものの、枯死には至っていない被害木のことを指します。

附属機関委員名簿

附属機関の名称 **水戸市緑化推進会議**

[委員の任期 令和4年9月1日 から 令和6年8月31日 まで]

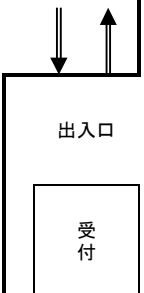
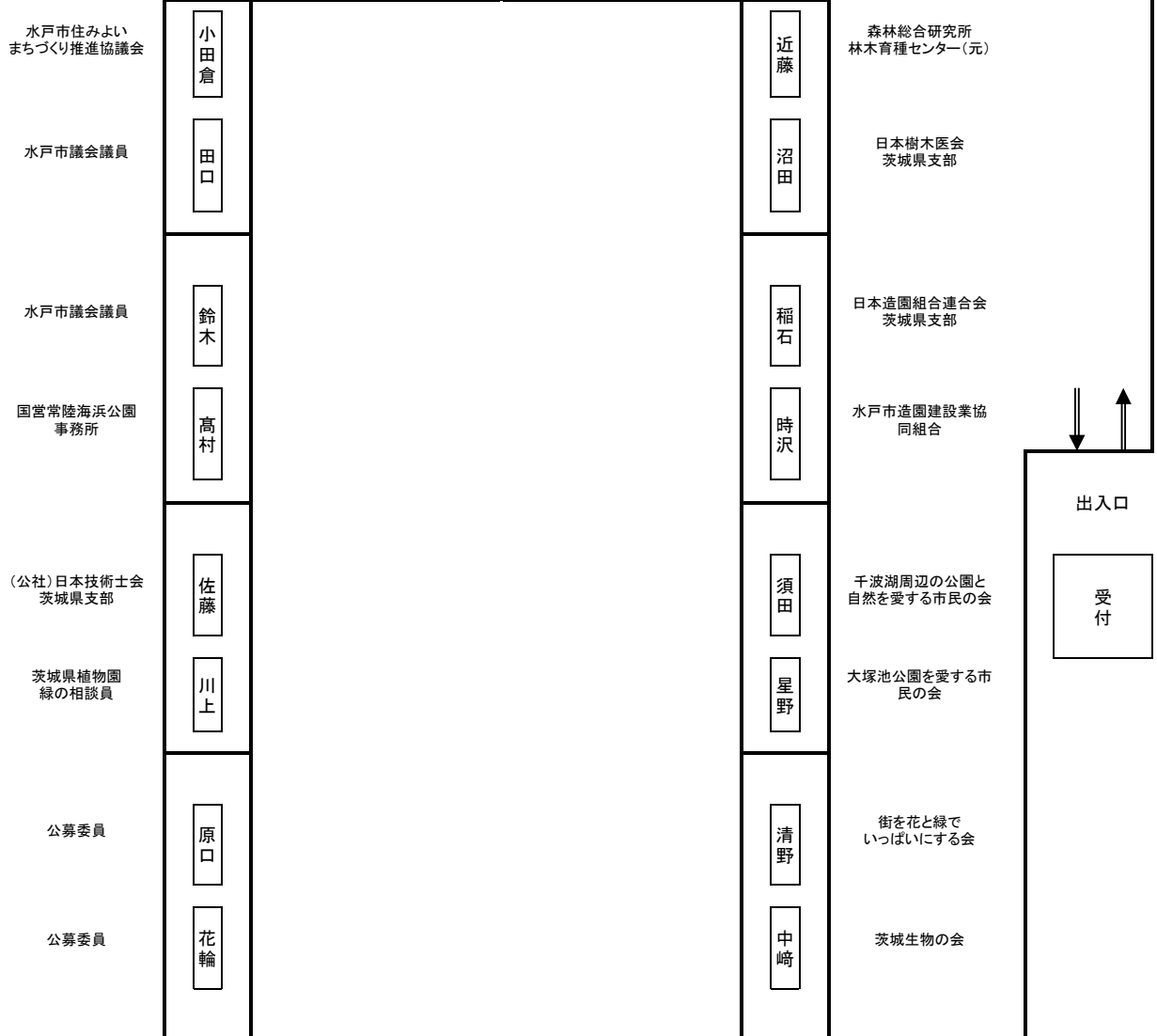
	ふりがな 委員の氏名	性別	選出区分	期数及び 年数	団体等名及び役職名
1	いないし まさひと 稲石 将人	男	商工業団体	2 期 3 年	(一社)日本造園組合連合会 茨城県支部 水戸分会
2	ときざわ よしあき 時沢 義明	男	商工業団体	1 期 2 年	水戸市造園建設業協同組合
3	◎ おだくら やすいえ 小田倉 康家	男	地域団体	2 期 4 年	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 副会長
4	すだ じゅんこ 須田 順子	女	地域団体	2 期 4 年	千波湖周辺の公園と自然を愛する市民の会
5	ほしの まさみ 星野 正美	男	地域団体	2 期 4 年	大塚池公園を愛する市民の会 会長
6	せいの たかし 清野 崇	男	地域団体	2 期 4 年	街を花と緑でいっぱいにする会 会長
7	なかざき やすひろ 中崎 保洋	男	環境団体	期 年	茨城生物の会 理事
8	さかもと てるお 酒本 輝夫	男	環境団体	4 期 8 年	日本野鳥の会
9	ぬまた けいぞう 沼田 佳三	男	学識経験者	4 期 8 年	(一社)日本樹木医学会茨城県支部
10	さとう みつこ 佐藤 美律子	女	学識経験者	2 期 4 年	(公社)日本技術士会茨城県支部 副支部長 (女性人材バンク登録者)
11	さかきばら けいこ 榊原 恵子	女	学識経験者	2 期 4 年	(公社)日本フラワーデザイナー協会茨城県支部 (あなたも師・達人制度講師)
12	◎ こんどう ていじ 近藤 禎二	男	学識経験者	1 期 2 年	森林総合研究所林木育種センター(元)
13	かわかみ おさむ 川上 脩	男	学識経験者	1 期 2 年	茨城県植物園 緑の相談員
14	こうむら ゆきお 高村 幸夫	男	行政機関	期 年	国土交通省関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所長
15	すずき のりこ 鈴木 宣子	女	議会	1 期 2 年	水戸市議会議員
16	たぐち ぶんめい 田口 文明	男	議会	期 年	水戸市議会議員
17	はらぐち えいじ 原口 英史	男	一般市民(公募)	期 年	
18	はなわ まち 花輪 万智	女	一般市民(公募)	期 年	
19				期 年	
20				期 年	



# 水戸市緑化推進会議 席次表

司会 事務局

会長 副会長



榊原 酒本

日本フラワーデザイ  
ナー協会茨城県支部 日本野鳥の会

記者席 傍聴席

○水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例

昭和50年 3月28日

水戸市条例第9号

改正 平成12年 3月29日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、水戸市環境基本条例（平成12年水戸市条例第1号）第25条の規定に基づき、緑化の推進及び緑の保全（以下「緑化」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(平12条例27・一部改正)

(市の責務)

第2条 市は、良好な市民環境を整備保全するため、公園、道路、学校その他の公共施設の緑化に努めるとともに、緑化に関する必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、市民又は事業者が行う緑化に関する事業について必要な指導、助言又は技術的な援助をしなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当っては、良好な市民環境の破壊の防止に努め、自然の保護又は緑地の造成その他必要な措置を講ずるとともに、市が実施する緑化に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら緑化に努めるとともに、市が実施する緑化に関する施策に協力しなければならない。

(保存樹等の指定)

第5条 市長は、良好な自然環境を保全し、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分及び態様により、保存樹、保存樹林地又は保護地区として指定することができる。

(1) 保存樹 市民に親しまれ、又は美観風致を維持するため保存することが必要な樹木

(2) 保存樹林地 樹木等が集団で生育している土地又はこれに隣接している土地がこれと一体となって、良好な自然環境を形成している地域で保存することが必要な樹林地

(3) 保護地区 草地又は湿原等の所在する地域であって、優れた自然環境を維持するため保護することが必要な地区

2 市長は、前項の規定により、保存樹、保存樹林地又は保護地区（以下「保存樹等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ当該保存樹等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得るものとする。

3 所有者等は、前項の規定にかかわらず、保存樹等の指定を市長に申請することができる。

4 第1項の規定は、次の各号の一に該当するものについては、適用しない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項、同法第70条第1項又は同法第98条第2項の規定により指定され、又は仮指定されたもの
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林に係る樹木の集団
- (3) 国又は他の地方公共団体の所有又は管理に係る土地又は樹木等で、前2号に掲げる以外のもの  
（告示）

第6条 市長は、保存樹等の指定をしたときは、規則で定めるところにより告示するものとする。  
（標識の設置）

第7条 市長は、保存樹等の指定をしたときは、当該土地にその旨を表示した標識を規則で定めるところにより設置するものとする。

2 所有者等は、正当な理由がない限り、前項の規定による標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置した標識を、市長の承認を得ないで移転し、除去し、又は汚損してはならない。

（保存樹等の保存義務）

第8条 所有者等は、保存樹等について、枯損の防止その他良好な自然環境の保全に努めなければならない。

2 何人も、保存樹等が大切に保存されるように協力しなければならない。

（助成）

第9条 市長は、保存樹等の指定をした場合は、所有者等に対し、予算の範囲内で規則で定める費用の一部を助成するものとする。

（滅失等の届出）

第10条 所有者等は、保存樹等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者等は、保存樹等について、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、規則で定める行為をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 伐採すること。
- (2) 第三者に譲渡すること。
- (3) 建築物その他の工作物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること。
- (4) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の区画形質を変更すること。
- (5) 土石類を採取すること。
- (6) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。
- (7) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (8) その他市長が届出の必要があると認める行為をすること。

(平12条例27・一部改正)

(指定の解除等)

第11条 市長は、保存樹等が第5条第4項各号の一に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死等により、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なく当該保存樹等の指定を解除し、又はその区域の変更をしなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、保存樹等の指定を解除し、又は区域の変更をすることができる。

3 所有者等は、保存樹等について、前項の規定により指定を解除し、又は区域の変更をなすべき旨を市長に対し申請することができる。

4 第5条第2項及び第6条の規定は、第1項又は第2項の規定により指定を解除し、又は区域の変更をする場合について準用する。

(助言等)

第12条 市長は、保存樹等の枯損の防止その他自然環境の保全のため必要があると認めるときは、所有者等又は関係人に対し、指導、助言又は勧告をすることができる。

(緑化協力員の設置)

第13条 市長は、緑化の推進及び良好な自然環境を保全するため、規則で定めるところにより、緑化協力員を置くことができる。

(立入調査)

第14条 市長は、保存樹等の指定又は保存のため必要があると認めるときは、職員を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等又は関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 何人も、正当な理由がない限り、立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(昭和50年規則第39号で昭和50年6月25日から施行)

付 則 (平成12年3月29日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則

昭和50年 6月25日

規則第42号

改正 昭和52年 7月22日規則第37号

昭和57年 7月28日規則第24号

平成 2年 1月31日規則第 1号

平成 3年11月28日規則第49号

平成12年 3月29日規則第32号

平成28年 3月31日規則第34号

注 平成12年 3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（昭和50年水戸市条例第9号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(保存樹等の指定基準)

第2条 条例第5条第1項第1号に規定する保存樹の指定基準は、次の各号の一に該当し、健全で、かつ、樹容が美観風致上特に優れていることとする。

- (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上であること。
- (2) 高さが10メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

2 条例第5条第1項第2号に規定する保存樹林地の指定基準は、次の各号の一に該当し、健全で、かつ、良好な自然環境を形成していることとする。

- (1) その樹木地（竹林を含む。）の面積が500平方メートル以上であること。
- (2) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが15メートル以上であること。

3 条例第5条第1項第3号に規定する保護地区の指定基準は、次の各号に該当し、かつ、優れた自然環境を形成していることとする。

- (1) その他区の面積が500平方メートル以上であること。
- (2) 貴重な動物の生息地又は貴重な植物の生育地であること。

(保存樹等の指定通知等)

第3条 市長は、条例第5条第1項の規定により保存樹等の指定をしたときは、保存樹等指定通知書（様式第1号）により、当該所有者等に通知するものとする。

2 条例第5条第2項（条例第11条第4項において準用する場合を含む。）に規定する同意は、保存樹等指定（解除・変更）同意書（様式第2号）によるものとする。

(保存樹等の指定申請等)

第4条 条例第5条第3項に規定する申請は、保存樹等指定申請書（様式第3号）によるものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、その適否を決定し、速やかに保存樹等指定決定通知書（様式第4号）により、当該申請人に通知するものとする。

（指定等の告示）

第5条 条例第6条（条例第11条第4項において準用する場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定区分
- (2) 所在地
- (3) 本数又は面積
- (4) 保存樹等の態様
- (5) 指定番号及び指定年月日
- (6) 指定期間

2 保存樹等の指定区域図は、都市計画部公園緑地課において縦覧に供する。

（標識）

第6条 条例第7条第1項に規定する標識は、保存樹等指定標識（様式第5号）によるものとする。

（助成）

第7条 条例第9条に規定する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支柱、さく等の設置に要する費用
- (2) 補植、薬剤散布、施肥その他の管理に要する費用

（滅失等の届出）

第8条 条例第10条第1項に規定する届出は、保存樹等滅失（枯死）届（様式第6号）によるものとする。

2 条例第10条第2項に規定する届出は、保存樹等行為届（様式第7号）により、当該行為の開始の日の30日前までに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、非常災害又は特に緊急を要するため必要な応急措置として保存樹等に係る行為を行った者は、保存樹等応急措置行為届（様式第8号）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

第9条 削除

（平12規則32）

（届出を要しない行為）

第10条 条例第10条第2項ただし書に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 樹木保育のため、整枝し、下刈りし、つる切りし、又は間伐する等通常管理のため行われる行為をすること。
- (2) 枯死した木竹等を伐採し、又は落葉若しくは落枝等を採取すること。

- (3) 動植物の保護又は増殖のため、標識を掲出し、巣箱、給じ台・給水台等を設置すること。
- (4) 溝、とい、水槽等を小規模に新設し、改設し、又は増設すること。
- (5) 土地の区画形質を変更するおそれのない範囲内で、土石類を採取し、又は水面を埋め立て、若しくは干拓すること。

(平12規則32・一部改正)

(指定の解除等)

第11条 市長は、条例第11条第1項又は第2項の規定により保存樹等の指定を解除し、又はその区域の変更をしたときは、保存樹等指定解除(変更)通知書(様式第9号)により、当該所有者等に通知するものとする。

2 条例第11条第3項に規定する申請は、保存樹等指定解除(変更)申請書(様式第10号)によるものとする。

3 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、その適否を決定し、速やかに保存樹等指定解除(変更)決定通知書(様式第11号)により、当該申請人に通知するものとする。

(台帳の備付け)

第12条 市長は、保存樹等に関する台帳を備えるものとする。

2 前項に規定する台帳は、保存樹等調査(様式第12号)、写真、位置図及び公図をもって組成するものとする。

3 前項に規定する位置図は、縮尺1,500分の1以上の平面図とし、次の各号に掲げる事項を表示し、記載するものとする。

(1) 付近の地形及び方位

(2) 縮尺

(3) 保存樹等の位置及び指定番号

(立入調査の身分証明書)

第13条 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査証(様式第13号)とする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年7月22日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年7月1日から適用する。

付 則(昭和57年7月28日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成2年1月31日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年11月28日規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成3年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に調製した用紙は、施行期日以後においても、当分の間、所要の補正を行い使用することができる。

付 則（平成12年3月29日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。



様式第1号(第3条関係)

<p>保存樹等指定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">水戸市長 印</p> <p>あなたが所有(占有)する樹木(樹林地・土地)について、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定をしたので通知します。</p>	
1 指定区分	
2 所在地	
3 面積・本数	
4 指定番号・年月日	
5 指定期間	
6 保存樹等の態様	
7 備考	

様式第2号(第3条関係)

<p>保存樹等指定(解除・変更)同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">(電話 局 番)</p> <p>私の所有(占有)する樹木(樹林地・土地)について、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第5条第2項(第11条第4項)の規定に基づき、次のとおり指定(解除・変更)することに同意します。</p>	
1 指 定 区 分	
2 指 定 番 号 ・ 年 月 日	
3 指 定期 間	
4 所 在 地	
5 指 定(解 除 ・ 変 更)の 面 積 ・ 本 数	
6 保 存 樹 等 の 態 様	
7 解 除(変 更) の 場 所 ・ 年 月 日	
8 解 除(変 更) の 理 由 ・ 内 容	
9 備 考	

注 同意者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第3号(第4条関係)

<p>保存樹等指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請人 氏名 (電話 局 番)</p> <p>私の所有(占有)する樹木(樹林地・土地)について、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第5条第3項の規定に基づき、次のとおり保存樹等に指定するよう申請します。</p>	
1 指定区分	
2 所在地	
3 面積・本数	
4 保存樹等の 態様	
5 備考	

注 申請人が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第4号(第4条関係)

保存樹等指定決定通知書	
年 月 日	
様	
水戸市長 印	
年 月 日付で申請のあった、あなたが所有(占有)する樹木(樹林地・土地)について、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、次のとおり決定をしたので通知します。	
1 決定区分	
2 指定区分	
3 所在地	
4 面積・本数	
5 指定番号・年月日	
6 指定期間	
7 保存樹等の態様	
8 備考	

教示

審査請求

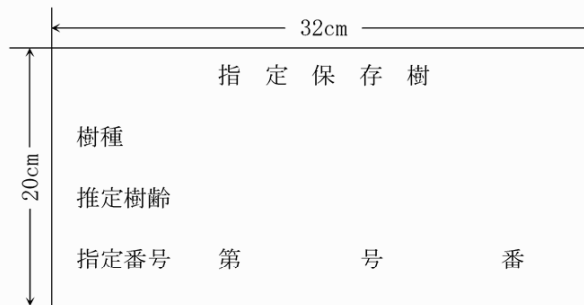
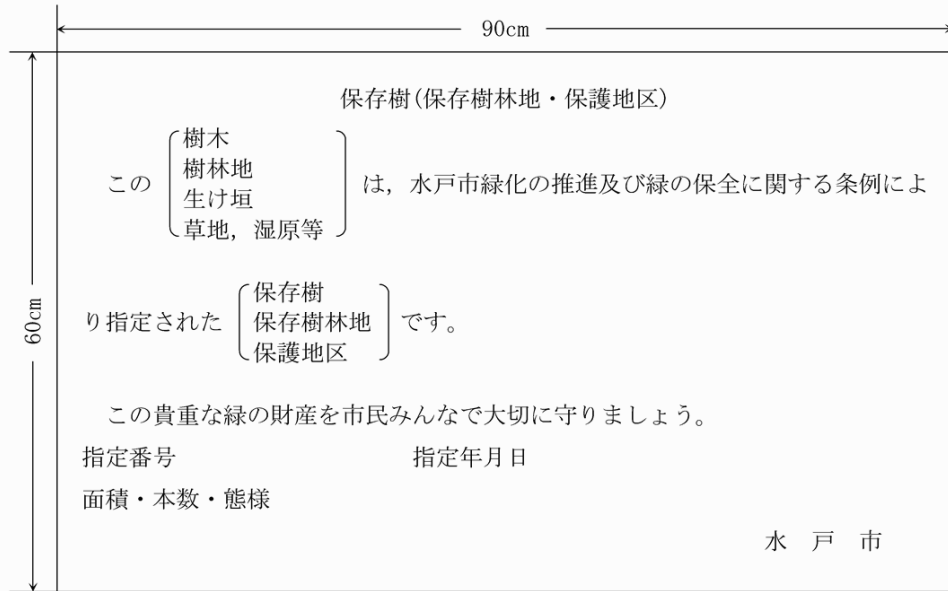
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求ができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第6条関係)

保 存 樹 等 指 定 標 識



様式第6号(第8条関係)

保存樹等滅失(枯死)届	
年 月 日	
水戸市長 様	
住 所 所有者等 氏 名 (電話 )	
次のとおり保存樹等が滅失(枯死)したので、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第10条第1項の規定に基づき届け出ます。	
1 指 定 区 分	
2 指 定 番 号 ・ 年 月 日	
3 指 定 期 間	
4 所 在 地	
5 滅失(枯死)の 場 所 ・ 年 月 日	
6 滅失(枯死)の 面 積 ・ 本 数	
7 滅失(枯死)の 原 因	
8 備 考	

注 所有者等が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第7号(第8条関係)

<p style="margin: 0;">保 存 樹 等 行 為 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">水戸市長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">住 所 所有者等 氏 名 (電話 )</p> <p style="margin: 0;">保存樹等において、次の行為をしたいので、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第10条第2項の規定に基づき届け出ます。</p>				
1 指定区分			9 行為の種類・内容	
2 指定番号・年月日			10 行為地及びその付近の状況	
3 指定期間			11 施行者	住所 氏名 (電話 )
4 所在地			12 新所有者等	住所 氏名 (電話 )
5 行為の場所			13 添付図面・書類	
6 行為の期間	着工予定年月日		14 備考	
	完了予定年月日			
7 行為の面積・本数				
8 行為の目的・理由				

注 裏面に掲げる事項を参照のうえ記載すること。

- 1 届書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を明らかにした写真並びに次の各号に掲げる行為の区分に応じて、当該各号に掲げる図面を添付すること。
  - (1) 広告物その他これに類するものを提出し、又は設置する場合  
付近の見取図及び立面図
  - (2) 土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、宅地の造成、土地の開墾その他土地の  
区画形質を変更する場合 断面図
- 2 所有者等又は施行者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 指定区分欄には、保存樹、保存樹林地及び保護地区の別を記載すること。
- 4 行為の目的・理由欄には、当該行為をする目的及びその理由を具体的に記載すること。
- 5 行為の種類・内容欄には、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第10条第2項に掲げる事項を参照のうえ記載すること。
- 6 行為地及びその付近の状況欄には、植生の分布状況等を記載すること。



様式第8号(第8条関係)

<p>保存樹等応急措置行為届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 所有者等 氏名 (電話 )</p> <p>保存樹等において、非常災害等のため応急措置として次の行為を行ったので、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則第8条第3項の規定に基づき届け出ます。</p>	
1 指定区分	
2 指定番号・年月日	
3 指定期間	
4 所在地	
5 行為の場所・年月日	
6 行為の面積・本数	
7 行為の原因	
8 行為の種類・内容	
9 行為地及びその付近の状況	
10 備考	

注 裏面に掲げる事項を参照のうえ記載すること。

- 1 届書には、行為の場所を明らかにした位置図、平面図及びその付近を明らかにした写真を添付すること。
- 2 所有者等が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 指定区分欄には、保存樹、保存樹林地及び保護地区の別を記載すること。
- 4 行為の原因欄には、非常災害の態様等を詳しく記載すること。
- 5 行為の種類・内容欄には、保存樹等の伐採・<sup>せん</sup>剪定等の具体的な内容を、それ以外の行為については水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第10条第2項に掲げる事項を参照のうえ記載すること。
- 6 行為地及びその付近の状況欄には、植生の分布状況等を記載すること。

様式第9号(第11条関係)

保存樹等指定解除(変更)通知書		
年 月 日		
様		
水戸市長 印		
あなたが所有(占有)する保存樹等について、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第11条第1項・第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除(変更)したので通知します。		
1	指 定 区 分	
2	所 在 地	
3	解 除(変 更)の 場 所・年 月 日	
4	面 積 ・ 本 数	解 除(変 更)前
		解 除(変 更)
		解 除(変 更)後
5	解 除(変 更)の 理 由・内 容	
6	指 定 番 号・ 年 月 日	
7	指 定 期 間	
8	保 存 樹 等 の 態 様	
9	備 考	

教示

審査請求

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求ができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第11条関係)

保存樹等指定解除(変更)申請書		
年 月 日		
水戸市長 様		
住所 所有者等 氏名 (電話 )		
<p>私の所有(占有)する保存樹等について、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第11条第3項の規定に基づき、次のとおり指定を解除(変更)するよう申請します。</p>		
1 指 定 区 分		
2 指 定 番 号 ・ 年 月 日		
3 指 定 期 間		
4 所 在 地		
5 解 除(変 更) の 場 所 ・ 年 月 日		
6 面 積 ・ 本 数	解 除 (変 更) 前	
	解 除 (変 更)	
	解 除 (変 更) 後	
7 解 除(変 更) の 理 由 ・ 内 容		
8 保 存 樹 等 の 態 様		
9 備 考		

様式第11号(第11条関係)

保存樹等指定解除(変更)決定通知書		
年 月 日		
様		
水戸市長 印		
年 月 日付で申請のあったあなたが所有(占有)する保存樹等について、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則第11条第3項の規定に基づき、次のとおり決定をしたので通知します。		
1	決定区分	
2	指定区分	
3	所在地	
4	解除(変更)の場所・年月日	
5	面積・本数	解除(変更)前
		解除(変更)
		解除(変更)後
6	解除(変更)の理由・内容	
7	指定番号・年月日	
8	指定期間	
9	保存樹等の態様	
10	備考	

教示

審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求ができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号(第12条関係)

保 存 樹 等 調 書

1 保存樹調書

所 有 者	住 所											
	氏 名											
保 存 樹 の 内 容												
指 定 番 号	所 在 地	樹 木 の 区 分	樹 種	幹 の 周 圍	樹 高	枝 葉 の 面 積	本 数	指 定 年 月 日	指 定 期 間	解 除 ( 変 更 ) 年 月 日	そ の 他	

2 保存樹林地調書

所 有 者	住 所											
	氏 名											
保 存 樹 林 地 の 内 容												
指 定 番 号	所 在 地	面 積	主 要 な 樹 木		生 け 垣		指 定 年 月 日	指 定 期 間	解 除 ( 変 更 ) 年 月 日	そ の 他		
			樹 種	本 数	樹 種	長 さ						

3 保護地区調書

所 有 者	住 所											
	氏 名											
保 護 地 区 の 内 容												
指 定 番 号	所 在 地	面 積	態 様		指 定 年 月 日	指 定 期 間	解 除 ( 変 更 ) 年 月 日	そ の 他				

様式第13号(第13条関係)

(縦6cm 横9cm)

表

立 入 調 査 証		第 号
写 真 縦3cm 横2cm	所 属 職 名 氏 名 生年月日	
水 戸 市		
<p>水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第14条第1項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水戸市長 印</p>		

裏

<p>水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例抜粋</p> <p>(立入調査)</p> <p>第14条 市長は、保存樹等の指定又は保存のため必要があると認めるときは、職員を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等又は関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 何人も正当な理由がない限り、立入調査を拒み、又は妨げてはならない。</p>
---

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

(平28規則34・一部改正)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第8条関係)

(平12規則32・一部改正)

様式第8号 (第8条関係)

(平12規則32・一部改正)

様式第9号 (第11条関係)

(平28規則34・一部改正)

様式第10号 (第11条関係)

様式第11号 (第11条関係)

(平28規則34・一部改正)

様式第12号 (第12条関係)

様式第13号 (第13条関係)



○水戸市保存樹等の指定事務取扱要項

昭和50年10月7日

水戸市告示第104号

改正 昭和51年1月27日告示第14号

平成3年5月20日告示第59号

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則（昭和50年水戸市規則第42号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、保存樹等の指定事務扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(指定区域の範囲)

第2条 保存樹等を指定する区域の範囲は、全市域とする。ただし、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（昭和50年水戸市条例第9号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により指定する保存樹及び保存樹林地にあっては、当面市街化区域内及びその周辺地域とし、段階的に全市域に及ぶものとする。

(保存協定)

第3条 市長は、条例第5条第1項の規定により保存樹等を指定するときは、保存樹等保存協定書（様式第1号）により、当該保存樹等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）と保存協定を締結するものとする。

2 前項の保存樹等の保存協定期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保存樹については、原則として10年以上
- (2) 保存樹林地については、原則として5年以上
- (3) 保護地区については、原則として5年以上

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の基準によるものとする。

- (1) 保存樹については、1本につき年額3,000円とする。
- (2) 保存樹林地については、当該保存樹林地の面積10平方メートルにつき年額75円とする。ただし、生け垣をなす樹木の集団については、当該樹木の集団の長さ×高さ×得た面積を対象とし、当該面積1平方メートルにつき年額75円とする。
- (3) 保護地区については、当該地区の面積10平方メートルにつき年額75円とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で保存樹等を指定し、若しくは解除し、又は区域の変更をしたときの奨励金の額は、月割計算により算出するものとする。ただし、保存樹については、その指定期間が6カ月に満たないときは、奨励金は交付しない。

3 奨励金の交付の時期は、年度末とする。

(保存樹等現況届)

第5条 前条に規定する奨励金の交付を受けようとする所有者等は保存樹等現況届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する届書を受理した場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、保存樹等奨励金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請人に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) 保存樹等の保存に必要な義務を怠ったとき。
- (3) その他不正の行為があったとき。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年1月27日告示第14号）

この要項は、昭和51年2月1日から施行する。

付 則（平成3年5月20日告示第59号）

この要項は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

○水戸市緑化推進会議条例

平成4年9月22日

水戸市条例第60号

水戸市緑化推進会議設置条例（昭和48年水戸市条例第26号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の優れた自然を保全し、緑豊かな生活環境を確保するとともに、市民、事業者及び行政機関が一体となって緑のまちづくりを進めるため、水戸市緑化推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、緑化推進の方策を検討するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 緑化の基本計画に関すること。
- (2) 緑化施策の提案に関すること。
- (3) 緑化実践活動の推進に関すること。
- (4) 緑化の意識高場に関すること。
- (5) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱又は任命する30人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 推進会議に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（小委員会）

第7条 推進会議に、特別の事項を調査するため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、都市計画部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

○水戸市附属機関の会議の公開に関する規程

平成16年 3月12日

水戸市規程第 2 号

改正 平成16年 6月10日規程第 7 号

平成26年 3月11日規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、附属機関の会議を公開することにより、その透明かつ公正な運営を図り、もって市民の市政に対する理解を深めるとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項に規定する機関（当該機関に部会、小委員会等が設けられている場合は、当該部会、小委員会等を含む。）をいう。

2 この規程において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者をいう。

(公開の原則)

第 3 条 附属機関の会議は、公開する。ただし、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第 4 号）第 7 条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当する事項について審議等を行うときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該会議を公開しないことができる。

(事前公表)

第 4 条 実施機関は、附属機関の会議の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に開催するときは、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、当該附属機関の会議を開催する日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる方法により附属機関の会議開催のお知らせ（様式第 1 号）を市民が閲覧できるようにすることにより行うものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 所管課の窓口、水戸市情報公開条例の規定による開示請求の窓口（以下「情報公開窓口」という。）、出張所、市民センター及び内原中央公民館における備付け

（平26規程 1 ・一部改正）

(傍聴)

第 5 条 附属機関の会議は、第 3 条第 1 項ただし書又は第 2 項の規定により公開しない場合を除き、傍聴することができる。

- 2 附属機関の会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、そのつど、実施機関が定める。
- 3 附属機関の会議を傍聴しようとする者は、受付時間に受付簿（様式第2号）に必要な事項を記載しなければならない。
- 4 実施機関は、傍聴しようとする者の数が第2項の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、附属機関の会議を開催する場所（以下「会議場所」という。）に入場できない。
  - (1) 危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕又は傘の類を携帯している者
  - (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機又は映写機の類を携帯している者（次項第6号ただし書の規定により、撮影又は録音の許可を得た者を除く。）
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - (6) 酒気を帯びていると認められる者
  - (7) 前各号に定めるもののほか、附属機関の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 6 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守し、静穏に傍聴しなければならない。
  - (1) 会議場所における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 会議場所において発言をしないこと。
  - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (4) みだりに席を離れないこと。
  - (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (6) 傍聴席において写真及び映画の撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、特に附属機関の許可を得たときは、この限りでない。
  - (7) 携帯電話等通信機器を使用しないこと。
  - (8) 前各号に定めるもののほか、会議場所の秩序を乱し、又は附属機関の会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- 7 附属機関の長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反するとき、又は附属機関の長の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

（平16規程7・平26規程1・一部改正）

（会議資料の提供）

第6条 実施機関は、附属機関の会議を公開するときは、傍聴人に会議資料（不開示情報が記録されている場合は、当該記録されている部分を除いたもの）を配布するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、図面、地図、写真、法令集等配布することが困難であると認める会議資料について、当該会議の間、当該会議場所において傍聴人に閲覧させることをもって前項の配布に代えることができる。

(平26規程1・一部改正)

(会議録の作成)

第7条 実施機関は、附属機関の会議終了後、速やかに会議録(様式第3号)を作成するものとする。この場合において、実施機関は、当該会議録に附属機関が指定する者2人以上の署名を得るものとする。

(会議録の公表)

第8条 実施機関は、前条の会議録及び会議資料について、会議録を作成した日から7日以内に次の各号に掲げる方法により公表するものとする。この場合において、当該会議録又は会議資料に不開示情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除いたものを公表するものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 情報公開窓口における閲覧

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公表しないことに合理的な理由がある会議資料について公表しないことができる。

3 第1項の規定による公表は、前条の規定により会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

(平16規程7・平26規程1・一部改正)

(運営状況の報告)

第9条 実施機関は、毎年4月30日までに前年度に開催した附属機関の会議の公開に関する運営状況を記載した報告書(様式第4号)を作成し、及びその概要を当該報告書を作成した年度の6月末までに本市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。

(平26規程1・旧第10条繰上)

(特別の定めがある場合の取扱い)

第10条 附属機関の会議の公開等について法令又は条例その他の規定に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(平26規程1・旧第11条繰上)

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に第4条の規定により会議開催の事前公表を行う会議から適用する。

付 則 (平成16年6月10日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月11日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。



様式第1号(第4条関係)

附属機関の会議開催のお知らせ

1 附属機関の会議の名称

2 議題及び公開・非公開の別

3 開催日時 年 月 日( ) 時 分から  
※受付時間( 時 分から 時 分まで)

4 開催場所

5 傍聴人の定員 人

6 非公開の理由

7 傍聴手続に係る特記事項

8 問合せ先

(電話番号)

9 その他

様式第2号(第5条関係)

受 付 簿

年 月 日

附属機関名 \_\_\_\_\_

受付順位	抽 選 当 選 者	住 所	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			



様式第4号(第9条関係)

附属機関の会議の公開に関する運営状況報告書( 年度分)

年 月 日

総務部長 様

(担当部長名)

1 附属機関の名称

2 附属機関の会議の公開の状況

開催日	公開・非公開の区分	傍聴人数	開催回数(A)	公開とした回数(B)	非公開とした回数	傍聴の総人数	公開率(B/A)
	公開・非公開	人	回	回	回	人	. %
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					

備考1 この報告書は、附属機関ごとに作成をすること。

2 公開・非公開の区分は、附属機関の会議の一部を非公開とした場合は、非公開とすること。

3 公開率は、小数点以下第2位で四捨五入をすること。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第9条関係)

(平26規程1・一部改正)